

令和4年 教育委員会第2回臨時会 会議録

日 時 令和4年3月31日(木)

午後2時00分～午後2時20分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第9号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」

(2) 議案第10号「令和4年度教育委員会事務局幹部職員の異動」【秘密会】

(3) 議案第11号「人事案件」【秘密会】

【指導課】

(1) 議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

(2) 議案第13号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

(3) 議案第14号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」
【秘密会】

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 令和4年度教育委員会事務局一般職員の異動について

(2) 調査報告について【秘密会】

【指導課】

(1) まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応について

出席委員 (5名)

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員 (10名)

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事(特命担当)	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏

児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから、令和4年教育委員会第2回臨時会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、俣野委員にお願いします。</p>
俣野委員	はい。
堀米教育長	<p>議事に先立ちまして、区議会の同意を得て、令和4年3月25日から俣野幸昭委員が再任し、佐藤祐子委員が新たに就任されました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>恐れ入りますが、お一人ずつご挨拶をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>では、俣野委員、お願いします。</p>
俣野委員	<p>はい。今般、再任を受けました俣野でございます。</p> <p>私は企業経営を40年やっております、その間、本当に、損した、得たの世界で過ごしてまいりましたので、今回2期目になりますけれども、こういう形で千代田区の公教育に携わらせていただけたということは、本当にありがたいことだというふうに思っております。</p> <p>私も、今、2足のわらじ、3足のわらじを履いているのですけれども、プライオリティーを最高に高めて、この教育委員会の業務に対していきたいというふうに思っております。今後とも、ひとつよろしくお願ひいたします。</p>
堀米教育長	<p>ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>佐藤祐子委員、ご挨拶をお願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>はい。先日、拝命いたしました佐藤祐子と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>千代田区では、民生・児童委員の子どもに関わる主任児童委員をさせていただいております。まだまだ分からない、子どものことに関わってきたけれども分からないことがたくさんあるので、一つ一つ勉強させていただきたい</p>

堀米教育長 | と思いますので、よろしく願いいたします。

堀米教育長 | はい。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

堀米教育長 | 本日の議事日程をご覧ください。日程第1、議案事項のうち、議案第10号、幹部職員の異動、議案第11号、人事案件、議案第14号、幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用と、また、日程第2、報告事項のうち、調査報告についての4件につきましては、いずれも人事関係または意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思いますので、決を採ります。

堀米教育長 | まず、議案第10号について、秘密会で取り扱うことに賛成の委員さんは挙手をお願いします。

堀米教育長 | (賛成者挙手)

堀米教育長 | はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましては、会議の最後に取り扱わせていただきます。

堀米教育長 | 次に、議案第11号について、秘密会で取り扱うことに賛成の委員さんは挙手をお願いします。

堀米教育長 | (賛成者挙手)

堀米教育長 | はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましても、会議の最後に取り扱わせていただきます。

堀米教育長 | 続きまして、議案第14号について、秘密会で取り扱うことに賛成の委員さんは挙手をお願いします。

堀米教育長 | (賛成者挙手)

堀米教育長 | はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましても、会議の最後に取り扱わせていただきます。

堀米教育長 | 最後に、報告事項の調査報告について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員さんは挙手をお願いします。

堀米教育長 | (賛成者挙手)

堀米教育長 | はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましても、会議の最後に取り扱わせていただきます。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 議案第9号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」

指導課

(1) 議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

(2) 議案第13号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

堀米教育長 | それでは、日程第1、議案事項に入ります。

子ども総務課長

議案第9号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長よりご説明をお願いします。

子ども総務課長です。議案第9号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきましてご説明をいたします。

本件は、3月22日の教育委員会でご協議いただいております。

まず、1枚目、改正する規則の新旧対照表、2枚目が令和4年度各局組織新旧対照表（子ども部）となっております。

1枚目の新旧対照表をご覧ください。改正箇所の下線が引かれております。右側が旧条文、左側は新たな条文でございます。

まず、第2条のところの事務局分課をご覧ください。

まず、ずっと見ていただきますと、子ども支援課のところでございます。新たに運営支援担当係長と保育指導担当係長を設置いたします。運営支援担当係長は、保育園の増加による業務量の増、業務の煩雑化に伴う対応、補助金及び保育料の適切な管理を行うため、保育指導担当係長は、保育経験を有する保育士などによる巡回指導を強化し、保育の質を向上させるために、新設するものです。

続いて、子育て推進課でございます。指導検査担当係長の廃止でございます。保育所に対する指導検査を子育て推進係に事務移管したため、廃止となります。

裏面のほうをご覧ください。5のところです。指導課及び子ども総務課に統括指導主事を置くことができるという規定でございます。こちらの「子ども総務課」をカットいたします。今年度、統括指導主事のポストを新たに新設いたしました。空席となっており、指導主事が指導課と連携して、その業務を担っておりますので、廃止するものでございます。

また、6の「指導課、子ども総務課及び子ども支援課に指導主事を置き」というところの「子ども支援課」のところもカットいたします。こちらも、指導課の指導主事が指導課の業務として、この仕事を担うということで廃止するものでございます。

この改正に伴う事務分掌は、変更はございません。

施行期日は、令和4年4月1日を予定してございます。

2枚目は、この規則を反映した組織図でございます。

説明のほうは、以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

前回は説明がありましたが、ご質問等ありましたら、お願いしたいというふうに思います。

現状に合わせながらということですね。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第12号、幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第13号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の2件につきましては、まとめて指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長、どうぞお願いします。

指導課長

指導課長です。

それでは、私からは、前回、教育委員会でもご説明させていただきましたが、議案第12号、幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則及び議案第13号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、資料をもって一括して説明させていただきます。

それでは、おめくりいただき、教育委員会資料をご覧ください。

1、趣旨ですけれども、職員の妊娠、出産と仕事との両立を支援する観点から、出生サポート休暇の新設及び妊娠出産休暇の全期間の有給化を行うものでございます。また、併せて所要の規定整備も行います。

2、改正内容です。改正する項目は3点ございます。

まず、(1)出生サポート休暇の新設です。現行ではこの制度はありませんが、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、出生サポート休暇を新たに規定するものでございます。休暇日数は1会計年度当たり5日間で、給与の減額は免除、すなわち有給となります。

次に、(2)妊娠出産休暇の全期間の有給化です。現行では、常勤職員については、16週までが有給で、16週を超えた期間については、無給の妊娠出産休暇となります。これを職員の給与減額免除の限度日数を定めている休暇から妊娠出産休暇を削除いたします。このことにより、16週を超えた期間の妊娠出産休暇について、無給から有給の取扱いとなります。

次に、(3)その他規定整備についてです。これは、これまで混在して使用しておりました「女性職員」や「男性職員」、「男子職員」という文言を「女子職員」、「男子職員」という文言に整備するものでございます。

3、改正する規則は、幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則と幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則になります。

4、新旧対照表につきましては、別紙のとおりとなっております。

5、施行期日は、令和4年4月1日からとなります。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

12号、13号で何かご質問、ご意見等ありましたら、まとめてお願いします。

議案ですので、それぞれには挙手をお願いすることになると思います。12号、13号、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。それでは、議案ですので、採決を採ります。
まず、議案第12号につきまして、賛成の教育委員は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。全員賛成により可決されました。
続きまして、議案第13号につきまして、賛成の教育委員は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。全員賛成により可決されました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 令和4年度教育委員会事務局一般職員の異動について

指導課

(1) まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応について

堀米教育長 それでは、日程第2、報告事項に入ります。
令和4年度教育委員会事務局一般職員の異動につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 令和4年度教育委員会事務局一般職員の異動について、教育委員会資料のほうをご覧ください。こちらは内示書となっております。
令和4年4月1日付の人事異動のメンバーでございます。総勢82名の異動となっております。氏名の空欄のところは新規採用職員となっております。
ちなみに、新規採用職員につきましては、事務職員が9名、福祉が1名、保育士が5名、児童指導1名の合計16名の予定でございます。
内容につきましては、後ほどゆっくりご覧ください。
説明のほうは以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。
これについて、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

金丸委員 1点だけ。

堀米教育長 はい。金丸委員、どうぞ。

金丸委員 新規採用の方はもちろんまだ名前は出ていないわけですがけれども、要するに、全体としての採用は決まっていて、その割り振りがこれから行われるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

堀米教育長 子ども総務課長。

子ども総務課長 子ども総務課長です。
新規採用は、既に配置の職員も決まっているかと思います。区全体では80名程度の新規採用を見込んでおりまして、そのうちの16名が教育委員会事務局のほうに配置予定となっているところでございます。

堀米教育長 はい。
ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
(なし)

堀米教育長 はい。
では、続きまして、まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応につき
まして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 指導課長です。
それでは、まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応について、報告
をさせていただきます。
国のまん延防止等重点措置の終了の決定を受けまして、東京都は、令和4
年3月22日から4月24日までをリバウンド警戒期間とし、感染再拡大に備え
るとともに、基本的な感染防止策の徹底を要請しております。このことに伴
いまして、東京都からの通知を受け、3月22日に千代田区立学校・園に資料
のとおり通知をいたしました。前回3月7日に発出いたしましたまん延防止
等重点措置の期間延長に伴う対応についての通知から変更した点を記載した
別紙を、資料として添付させていただいております。
何枚かおめくりいただきまして、別紙資料をご覧ください。別紙資料を基
に説明をさせていただきます。
まず、2、基本的な感染症対策の実施についてです。
(2) 家庭における感染症対策の依頼及び(3) 教職員等の健康管理の徹
底の項目では、「緊急事態措置区域及びまん延防止等措置区域の不要不急の
移動は、極力控える」という文言を削除いたしました。このことは、少し先
になりますけれども、3の教育活動に関する(4) 放課後や休日、春
季休業中における感染症予防策及び生活指導の徹底についても、同様に文言
を削除しております。
続いて、(3)、失礼しました。続いて、3の教育活動に関する(3)の
(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法についてです。飛沫感
染の可能性が高い教育活動の例を示してはありますが、この例を削除して
おります。
別紙資料裏面にお移りください。
特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、アクリル板や
フェイスシールドの活用の記載を削除いたしました。
(6) 学校行事等につきましては、公共交通機関を利用する際の注意事項
や都外における校外での活動に関する貸し切りバスの利用を原則とする旨の
記載を削除いたしました。
(7) に移ります。部活動についてです。部活動につきましては、大会や
演奏会への参加、対外試合、合同練習等は可としました。
主な変更点は以上となります。
引き続き、新年度におきましても、各学校・園における感染防止対策を徹
底した上で、教育活動を進めてまいります。

堀米教育長 本件は以上となります。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

堀米教育長 まん延防止等措置の終了後、警戒期間ということですが、これについて、何かご質問等ございましたらお願いします。

金丸委員 質問ではないのですけれども、よろしいでしょうか。

堀米教育長 はい、どうぞ。

金丸委員 カットしたところをよく見れば、今の現状では当然そうあるべきなことがいっぱい書いてありますよね。考え方によってはカットしなくてもいいのではないかと思うのですけれども、他方で、やはり張り張りをつけるためには、これはカットしなければまずいという、そういうご判断でカットをされているというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

堀米教育長 では、指導課長、お願いします。

指導課長 指導課長です。

指導課長 カットさせていただいた部分につきましては、例えば、都教委の文言からカットされているというところもございますし、当然、カットはしておりますけれども、各学校・園の実態、幼児、児童、生徒の実態に応じて、工夫して引き続き取り組んでいただくというようなことも踏まえて、カットをさせていただいております。

堀米教育長 はい。よろしいでしょうか。

金丸委員 はい。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

侯野委員 侯野委員、どうぞ。

侯野委員 そうしますと、大体、いろいろな行事が通常にほぼ戻ったという、そういう解釈でよろしいのですか。一応、それには感染対策を十二分にやっているとことだと思っておりますけれども。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 指導課長です。

指導課長 教育委員会といたしましては、できるだけ教育活動の通常化、正常化というところでしていただきたいというふうに考えているところではございません。

指導課長 しかしながら、今後の感染状況のしっかりとした見極めも必要ですし、学校・園の規模ですとか、そういったことも見極めながら、各学校・園で工夫していくということも踏まえながら、できるだけこれまでどおりの行事等も実施していただきたいというふうに考えているところでございます。

侯野委員 はい。ありがとうございました。

堀米教育長 はい。ありがとうございました。

堀米教育長 できるだけ行事についても実施させたいというようなふうには思っております。その中でも、例えば、千代田区ならではないのですけれども、バスで移動するということは、やはりいろいろな状況によっては続けてもいいのかなど。可能であればというふうには思っています。

ほかにございますでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。それでは、ここで5分ほど休憩を挟みまして、その後、秘密会を行いたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

では、5分、休憩いたします、5分間。すみません。